

令和 7 年 9 月 定例 総会

令和 7 年 9 月 10 日 開催

議 事 錄

土佐清水市 農業委員会

令和 7 年度第 6 回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 9 月 10 日 (水) 午後 3 時 00 分～午後 4 時 00 分
2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一會議室
3. 出席委員 (13 人)

農業委員	1 番 上野 貴生
	2 番 野老山 卓男
	3 番 酒井 りつ子
	4 番 池田 克彦
	5 番 岡崎 直正

推進委員	1 番 安田 泰平
	2 番 弘田 好希
	3 番 田邊 昌一
	4 番 岡田 哲治
	5 番 上野 清吉
	6 番 坂本 直幸
	7 番 金谷 里美
	8 番 今吉 次雄

欠席委員 (0 人)

- ① 議案第 1 号 非農地証明の審議について
- ② 議案第 2 号 営農型太陽光発電事業に係る農地法第 3 条及び第 5 条の審議について

事務局長兼農林水産課長
農林水産課長補佐
事務局員

中尾 吉宏
吉本 卓
田邊 元寛

議長
(上野会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、9月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告致します。

本日は遅刻・欠席ともにありません。

議長
(上野会長)

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 営農型太陽光発電事業に係る農地法第3条及び第5条

の審議について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

4番 池田 委員

5番 岡崎 委員 の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

議長
(上野会長)

それでは、

議案第1号 非農地証明の審議について

をおこないますが、本日は2件の審議となっています。

それでは、

議案第1号 非農地証明の審議①について

担当者より説明を求めます。

事務局
吉本補佐

議案第1号 非農地証明の審議について、説明いたします。

議案書の1ページから説明します。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は

大岐字的畠 2740番 地目 畑 158 m²

大岐字的畠 2743番イ 地目 畑 419 m²

合計 577 m²の農地となります。

場所については、2ページから3ページになります。

申請理由につきましては1ページにあるとおり

昭和50年頃までは父親がサツマイモ等を植えて耕作していました

が、高齢のため耕作ができなくなり、そのまま耕作放棄したので竹や

灌木が茂って山林化したため、地目変更したいとのことです。

5ページ目の現況写真を確認してもわかるとおり、

ほぼ山林化しています。

非農地証明の許可基準で説明しますと今回のケースは

耕作不適当など、やむを得ない事情によって 15 年以上耕作放棄されたため、自然潰瘍した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地に該当します。

以上の申請を 8 月 19 日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記謄本【法務局】
●	公図の写し（近隣の地目、所有者を記入したもの）【税務課 (記入)】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
●	その他必要な書類（委任状）
●	現況写真（場合によっては立会必要）【農業委員会】

現地確認は今吉委員にお願いしました。審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長
(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願ひします。

今吉委員

先日、事務局と現地確認に行ってきました。

現地は大岐の浜展望台の近くです。以前にも非農地申請があった

近くになります。現地の方は今、事務局から説明のとおりです。

5ページの写真を見ていただいたら、わかりますように山林化した
状態です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

上野会長

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

議長

(上野会長)

何かございませんか？

議長

(上野会長)

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
(上野会長)

それでは、

議案第2号 営農型太陽光発電事業に係る農地法第3条及び第5条

の審議について

担当者より説明を求めます。

事務局
吉本補佐

議案第2号 営農型太陽光発電事業に係る農地法第3条及び

第5条の審議について、説明いたします。

営農型太陽光発電事業とは、営農を継続しながら、

上空で太陽光発電を実施する事業になります。

許可が必要な項目はソーラーパネルを設置する上空の区分地上権設

定に係る農地法第3条の許可、

パネルの土台及び発電設備の設置に係る農地を一時転用する際に必

要な農地法第5条の許可になります。

取扱上3条と高知県の5条申請の許可日を同日にする必要がありま
す。

今回は平成28年12月の許可開始から、

3回目の更新申請となります。

農地法第3条の区分地上権設定から説明します。

議案書 6 ページから 14 ページになります。

6 ページをお願いします。

申請人の住所氏名は記載のとおりです。

発電事業所がソーラーパネル設置を継続するための

区分地上権の更新申請となります。

申請地は営農を継続するために、

別の事業所が F I T 期間である 20 年に合わせた利用権を設定し

「柿」を栽培しています。

許可の期間は、許可日から 3 年間となります。

農地は 11 筆あり、地目・現況ともに全て畠となります。

面積は、合計で 14,671 m²、うち 4,522.87 m²が

ソーラーパネルの面積となります。

(※**読まない**区分地上権につきましては、農地法第 3 条第 2 項の 7 つ

の条件の審議は、ただし書の規定により、不要となります。)

申請地の位置については、7 ページから 8 ページになります。

申請地は、斧積地区の南西になります。

9 ページから 14 ページに現況写真を記載しております。

太陽光のソーラーパネルの周りには、鹿等の進入防止柵があり、

高さ 1 m のフェンス、その上に 1 m の有刺鉄線を張って、

高さ 2mほどにしています。

当初は鹿の食害や生育不良もあったようですが、

現在は経営も安定しているようです。

続きまして、農地法第 5 条の農地の一時転用に係る審議について説明

します。

議案書 15 ページから 34 ページになります。

申請が 10 件ありますが、内容はすべてソーラーパネルの土台及び発

電設備の設置に係る農地の一時転用に関するものになりますので、一

括で説明いたします。

15 ページをお願いします。

申請者の氏名、住所は、記載のとおりです。

貸人が、「㈱」の生産販売業者で、

借人が発電・売電事業者になります。

目的は、太陽光発電設備用地としての一時転用で、

許可期間は許可日から 3 年間となります。

第 3 条の申請同様、許可期間の満了のための更新申請になります。

参考事項として、パネル下部の作物の生育状況については、

毎年 2 月末までに県へ報告することが定められており、

令和 7 年 2 月に報告書の提出がありました。

知見を有する者の所見では「苗木もパネル下まで生長しており、枝葉も横に伸びていて収穫も行えているとのことで、特に問題はないと見受けられる」との意見があり、営農も適切にできていると判断できます。

16ページをお願いします。

意見書（案）について説明します。

農地転用に関する許可基準から見た意見でも、

申請地での営農状況は良好と認められると判断できます。

そのため、総合意見では、転用許可が妥当であるとしております。

以上の申請を令和7年7月28日に受付を行い、

関係書類を確認しております。

17ページ以降の9件につきましては、

面積とパネルの設置枚数による撤去費用以外は同じ内容になります。

（また、この5条申請については、農用地区域内の農地の転用の案件

となりますので、高知県農業委員会ネットワーク機構の常設審議委員

会において意見聴取する必要がありますので、今回、承認をいただけ

れば、事務局より議案提出を行い、10月の機構の常設審議委員会の

後、県へ意見書を提出することとなります。）

今回の案件については、岡田委員に現地確認をお願いしました。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

(上野会長)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

岡田委員

先日、現地の確認をしてきました。

写真のとおりであります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

(上野会長)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

弘田委員

私も何度も現地を見てますが、設備も異常ないと思います。

榊の方も成長しています。問題ないと思います。

議長

(上野会長)

他にありませんか。

野老山委員

異議なし

議長
(上野会長)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号 営農型太陽光発電事業に係る農地法第3条及び第5条

の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
(上野会長)

本日の議案は以上となります。

次回の定例総会は、令和7年10月10日（金）午後3時から

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

その他に何かご意見はございませんか？

ないようでしたら、これで9月定例総会を閉会といたします。

